株式交換に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項）

2026 年 11 月 2 日

株式会社日本 M&A センターホールディングス

AI ブレインパートナーズ株式会社

2026年11月2日

株式交換に係る事後開示書面

（会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示事項）

（株式交換完全親会社）
東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング 24階
株式会社日本M&Aセンターホールディングス
代表取締役社長　三宅　卓

（株式交換完全子会社）
東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング 24階
AIブレインパートナーズ株式会社
代表取締役　中村　昂平

株式会社日本M&Aセンターホールディングス(以下「日本M&Aセンターホールディングス」といいます。）及びAIブレインパートナーズ株式会社（以下「AIブレインパートナーズ」といい、日本M&Aセンターホールディングスと AIブレインパートナーズを総称して、以下「両社」といいます。）は、2026年9月18日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年11月2日を効力発生日として、日本M&Aセンターホールディングスを会社法第767条の定める「発行済株式の全部を取得する株式会社」（株式交換完全親会社)、AIブレインパートナーズを会社法第768条第1項第1号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2026年11月2日

2. 株式交換完全子会社であるAIブレインパートナーズにおける会社法第784条の2､第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったAIブレインパートナーズの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

AI ブレインパートナーズは、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2026 年 9 月 18 日付で、同社の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である日本 M&A センターホールディングスの商号及び住所を通知いたしましたが、同条第 1 項の規定による株式買取請求を行った AI ブレインパートナーズの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

AIブレインパートナーズは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

会社法第 789 条第 1 項第 3 号の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社である日本 M&A センターホールディングスにおける会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

日本 M&A センターホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、同条の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

日本 M&A センターホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 9 月 18 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である AI ブレインパートナーズの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、日本 M&A センターホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、同項の規定による株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

会社法第 799 条第 1 項第 3 号の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により日本 M&A センターホールディングスに移転した AI ブレインパートナーズの株式の数は、本株式交換により日本 M&A センターホールディングスが AI ブレインパートナーズの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）

における AI ブレインパートナーズの発行済株式総数 1,000 株から、基準時において日本 M&A センターホールディングスが所有していた AI ブレインパートナーズの普通株式 670 株を除いた、普通株式 330 株です。

5. 前各号に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 日本 M&A センターホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を日本 M&A センターホールディングスに通知した同社の株主はおりませんでした。

(2) AI ブレインパートナーズは、会社法第 783 条第 1 項及び第 319 条第 1 項の規定により、議決権を行使することができる株主全員の同意をもって、2026 年 9 月 18 日付で本株式交換契約を承認する旨の株主総会の決議があったものとみなされました。

(3) 日本 M&A センターホールディングスは、2026 年 10 月 1 日付で、AI ブレインパートナーズの株主である中村昂平氏及び山村大氏から AI ブレインパートナーズの普通株式 670 株（発行済株式総数に対する割合：67.0%）を譲り受け（以下「本株式譲渡」といいます。）、同日付で AI ブレインパートナーズを連結子会社としております。本株式交換は、本株式譲渡に続き、AI ブレインパートナーズを日本 M&A センターホールディングスの完全子会社とすることを目的として行ったものです。

(4) 日本 M&A センターホールディングスは、本株式交換に際して、基準時における AI ブレインパートナーズの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、日本 M&A センターホールディングスを除きます。）に対し、その所有する AI ブレインパートナーズの普通株式 1 株につき日本 M&A センターホールディングスの普通株式 757.576 株の割合をもって、日本 M&A センターホールディングスの普通株式を割当交付いたしました。日本 M&A センターホールディングスが本株式交換により交付した株式の総数は普通株式 250,000 株であり、そのすべてを日本 M&A センターホールディングスが保有する自己株式により充当したため、新株式の発行は行っておりません。したがって、本株式交換による日本 M&A センターホールディングスの発行済株式総数の増加はありません。

(5) 本株式交換に際して割当交付すべき日本 M&A センターホールディングスの普通株式の数に 1 株に満たない端数（各株主につき 0.04 株、合計 0.08 株）が生じましたが、その合計数は 1 株に満たないため、会社法第 234 条第 1 項括弧書の規定によりこれを切り捨てており、同条の規定による株式の売却及びその代金の交付は行っておりません。

(6) 本株式交換により増加した日本 M&A センターホールディングスの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。なお、本株式交換において日本 M&A センターホールディングスが交付した株式は、その全部を日本 M&A センターホールディングスが保有する自己株式をもって充当しております。

① 資本金　　0 円
② 資本準備金　0 円
③ 利益準備金　0 円

(7) AI ブレインパートナーズは、2026 年 10 月 1 日付で、本店を東京都渋谷区渋谷二丁目 19 番 15 号宮益坂ビルディング 609 から東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号鉄鋼ビルディング 24 階に移転しております。

以　上